

「故意に信号無視 厳罰を」

葛飾の女兒交通死で父訴え きょう初公判

葛飾区で2020年、小学5年生の波多野耀子さん(当時11)が軽ワゴン車にはねられ亡くなった。自動車運転死傷処罰法違反(危険運転致死傷)の罪に問われた元運転手(69)の裁判員裁判が、8日に東京地裁で始まる。耀子さんとはねられ、重傷を負った父親の暁生さん(44)は「娘は故意による信号無視で亡くなった」と訴え、厳罰を求めている。

耀子さんの部屋のホワイトボード。毎日の勉強時間が書いてある



「早く帰ってごはんを食べたいね」
2年前の3月14日夜。雨が降り冷え込むなか、耀子さんは理髪店から自宅に帰る途中、暁生さんにそう話しかけた。暁生さんは、ホワイトデーに合わせてお菓子を好きなだけ買ってあげるつもりだった。

横断歩道を渡っているとき、軽ワゴン車が突っ込んできた。起訴状によると、元運転手は赤信号と知りながら無視したという。

一人娘の耀子さんは、のんびりとした、でも粘り強い性格だった。「SMA P」や「モーニング娘。」が好きで、事故の半年前には「テレビの仕事をした」と話した。暁生さんに「勉強しないとダメだよ」と言われると机に向かう時間が増え、両親は将来に向け努力する姿に成長を感じていたという。

警視庁は事故直後、軽ワゴン車を運転していた元配送業の高久浩二被告を同法の過失運転致死傷の疑いで現行犯逮捕した。

被告は遺族にあてた手紙

で「なぜ信号に気がついたときに停車しなかったのか、反省している」と書いていた。暁生さんは「運転手は赤信号と知りながら止まらなかった」と考え、刑の重い「危険運転致死傷罪」で起訴するよう東京地検に繰り返し申し入れた。

東京地検は事故から約1年後の昨年3月、逮捕容疑から切り替えて危険運転致死傷罪で被告を起訴した。暁生さんは「娘は戻ってこないが、信号を守るといふ当たり前の重要さを社会にわかってほしい」と訴えている。

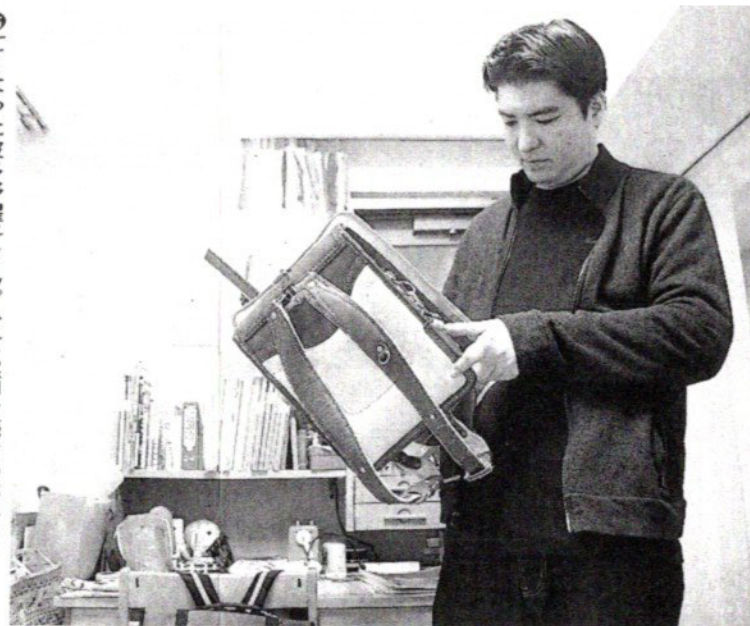
危険運転致死傷罪は、交通事故の厳罰化を求める全国の事故遺族らの声を受けて2001年施行の改正刑法で新設された。懲役刑の上限は20年で、「不注意」による過失運転致死傷罪(上限7年)より重く、裁判員裁判の対象にもなる。

ただ、成立要件は▽飲酒運転▽ことさらな信号無視▽制御困難な速度——などで、いずれの場合でも運転者が「危険の認識」(故意)がありながら運転したと立証する必要がある。適用のハードルが高く、遺族が求めても適用されないケースも目立つ。

犯罪白書によると、20年に危険運転致死傷罪で起訴されたのは359人。過失運転致死傷容疑で同年に検挙された約30万人と比べ大幅に少ない。

交通事故に詳しい高山俊吉弁護士は、危険運転致死傷罪の成立要件について「文言があいまいで、法律家だけでなく遺族をも悩ませている。根本から考え直すべきだ」と指摘する。

(新屋絵理)



①亡くなった波多野耀子さん。少女漫画を読むのが好きだった②波多野暁生さん提供
③耀子さんのランドセルを手にする父親の暁生さん。耀子さんの部屋は事故当時のままだ④2月18日、葛飾区

